

公益財団法人郡山コンベンションビューロー定款（抜粋）

第4章 評議員

（評議員に対する報酬等）

第19条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第6章 役員

（役員の報酬等）

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。